

生駒市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を新たに実施するために設備を整備するもの（生駒市学童保育運営協議会を除く。）に対し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日規則第19号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象事業）

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生駒市内で放課後児童クラブの実施を促進すべき地域又は生駒市の指定する施設において、放課後児童クラブを新たに実施するために必要な設備の整備及び修繕、備品の購入その他必要な開設準備のうち、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる事業とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に係る経費のうち、次のとおりとし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- （1） 修繕料（設備の整備に係る修繕に限る。）
- （2） 使用料（放課後児童クラブを実施する施設の不動産契約に係る礼金及び賃借料（開所前月分）に限る。）
- （3） 工事請負費（設備の整備に係る工事に限る。）
- （4） 備品購入費（利用児童の支援に係る備品に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外構に係る費用は補助対象外とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、12,600,000円を上限とする。なお、本補助金は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき支給するものとし、市が負担する割合は、当該交付要綱に定められている割合とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 施工計画日程表（様式第2号）
- （2） 整備図面
- （3） 開所準備に係る経費見積書
- （4） 経費内訳書（様式第3号）

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、放課後児童クラブ開設準備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第4号に規定する事項は次のとおりとする。

- （1） 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助を受けて整備した施設において、概ね10年間放課後児童クラブを実施すること。
- （2） 補助対象事業を、補助を受ける当該年度末までに完了すること。
- （3） その他、市長が必要と認める条件に違反しないこと。

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、生駒市放課後児童クラブ開所準備事業計画変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、生駒市放課後児童クラブ開所準備事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、生駒市放課後児童クラブ開所準備事業実施報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- （1） 補助対象事業の概要報告書（様式第8号）
- （2） その他市長が必要と認める書類

（指示等）

第10条 市長は、補助金の使途及び事業の実施状況について、補助金交付の目的を達するために必要があると認めるときは、必要な指示、監督又は検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第9条の報告を受けたときは、その内容を審査し、また、必要に応じて現地での調査を行った上で、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを精査し、これを適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市放課後児童クラブ開所準備費補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、生駒市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（2） 第10条の規定による指示若しくは監督に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。